

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜1, 2, 3, 4号炉設置変更(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策))【17】」

2. 日時：令和2年7月6日 14時00分～15時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

岩田安全管理調査官、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、石井主任安全審査官、松野安全審査専門職、田澤審査チーム員、立元審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力技術部長 他11名※

5. 要旨

(1) 関西電力から、高浜発電所の原子炉設置変更許可申請(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策)について、本日の提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行ったが、十分な事実確認ができなかったことから、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

○資料1について、工事計画の内訳を説明すること。

○資料3について、平成28年4月20日付けで許可を受けた設置変更許可申請の内容の引用の考え方を説明すること。

○資料4について、体制や人員数の最新版を示すこと。また、教育訓練実績について、最新の状況を示すこと。

○資料3、4及び5について、既許可からの変更内容を説明すること。

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 高浜発電所の発電用原子炉の設置変更(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号(経理的基礎に係る部分に限る)基準への適合について
- ・資料2 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第4号発電用原子炉の運転に要する核燃料物質の取得計画について
- ・資料3 高浜発電所 発電用原子炉の設置変更(1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更)に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号(平和目的)基準への適合について

- ・資料4 高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第5号発電用原子炉施設の設置及び運転に関する技術的能力について
- ・資料5 高浜発電所1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について
- ・資料6 高浜発電所設置変更許可申請書「警報が発表されない津波への対応」添付書類他に係る審査会合の議論等を踏まえた変更の有無等について

以上